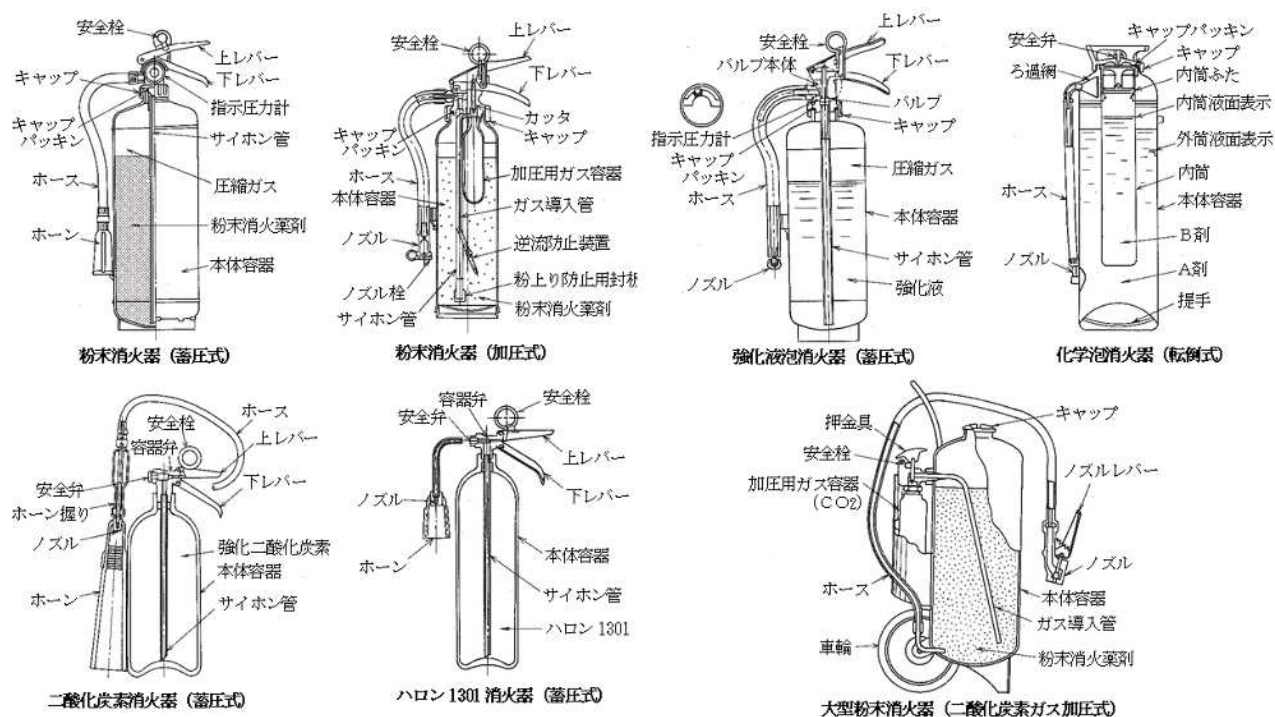


第 1 消火器

消火器とは、初期段階の火災の消火を主目的としたもので、水その他消火薬剤を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの（固定した状態で使用するもの及び消防庁長官が定めるエアゾール式簡易消火具を除く。）をいう。



1 消火器具の種類と適応性

- (1) 消火器は、「消火器の技術上の規格を定める省令」（昭和 39 年自治省令第 27 号。以下「規格省令」という。）に適合したものであること。
- (2) (1)の消火器に充填される消火器用消火薬剤は、「消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令」（昭和 39 年自治省令第 28 号）に適合したものであること。
- (3) 簡易消火用具は、令第 7 条第 2 項第 1 号イからニに掲げるもの及び特例適用簡易消火用具（「消火弾等」の関係通達を参照すること。）とする。
- (4) 適応性
令第 10 条第 2 項第 1 号（令別表第 2）によること。

2 能力単位

- (1) 消火器の能力単位は、規則第 6 条第 1 項の規定及び規格省令によること。
- (2) 能力単位の算定
ア 規則第 6 条から第 8 条の規定によるほか、次によること。

	防 火 対 象 物 の 区 分	面 積
政 令	令別表第 1 (1)項イ, (2)項, (16 の 2)項, (16 の 3)項及び(17)項に掲げる防火対象物	50 m ² [100 m ²]
	令別表第 1 (1)項ロ, (3)項から(6)項まで, (9)項及び(12)項から(14)項までに掲げる防火対象物	100 m ² [200 m ²]
	令別表第 1 (7)項, (8)項, (10)項, (11)項及び(15)項に掲げる防火対象物	200 m ² [400 m ²]
	少量危険物	貯蔵又は取扱い最大数量
		指 定 数 量
	指定可燃物	貯蔵又は取扱い最大数量
		危令別表第 4 の数量×50
	変圧器, 配電盤その他これらに類する電気設備	100 m ² ごとに 1 個
	鍛造場, ボイラー室, 乾燥室その他多量の火気を使用する場所	25 m ²

注 [] 内の数値は、主要構造部を耐火構造とし、内装を難燃材料とした場合に適応（規則第 6 条第 2 項）

イ 能力単位の算定例

規則第 6 条第 3 項、第 4 項及び第 5 項の規定の適用は、次の例によること。

(ア) 少量危険物、指定可燃物の場合

- a 少量危険物（屋内タンクで灯油 400ℓ を取扱う場合）
（第 2 石油類 指定数量 1、000ℓ）

$$\frac{400\ell}{1,000\ell} = 0.4 \quad 1 \text{ 単位}$$

少量危険物部分の能力単位は 1 単位

- b 指定可燃物（倉庫内に綿花類を 4、000 kg 貯蔵する場合）
（綿花類 危政令数量 200 kg）

$$\frac{4,000\text{kg}}{200\text{kg} \times 50} = 0.4 \quad 1 \text{ 単位}$$

指定可燃物部分の能力単位は 1 単位

- c 指定可燃物（倉庫内に紙くずを 5、000 kg 貯蔵する場合）
（紙くず 危政令数量 1、000 kg）

$$\frac{5,000\text{kg}}{1,000\text{kg} \times 50} = 0.1 \quad 1 \text{ 単位}$$

指定可燃物部分の能力単位は 1 単位

(イ) 変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備（屋内変電設備床面積 150 m²）

$$\frac{150 \text{ m}^2}{100 \text{ m}^2} = 1.5 \quad 2 \text{ 個}$$

床面積の算定については、次によること。

- a 感電防止用フェンス等により囲われた部分とする。

- b キュービクル式の変電設備の場合は水平投影面積とする。
 上記以外の場合は、当該室の床面積とする。
- (ウ) 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場合
 (ボイラー室 床面積 50 m²)

$$\frac{50 \text{ m}^2}{25 \text{ m}^2} = 2 \quad 2 \text{ 単位}$$

当該部分の能力単位は 2 単位

床面積の算定については、次によること。

- a 室を形成する場合
 当該室とする。
- b 室を形成しない場合
 総論第 1 節、第 6. 1. (2). エ. (イ) に規定する床面積とする。
- c 厨房部分
 建基令第 129 条第 6 項の規定により、内装規制が必要な調理室の床面積とする。
- (3) 特例適用簡易消火用具を設ける場合は規則第 6 条第 7 項によること。ただし、規則第 6 条第 3 項、第 4 項及び第 5 項に掲げる場所には設けないこと。

3 設置及び配置等

(1) 設置場所

令第 10 条第 2 項第 2 号及び規則第 9 条の規定によるほか、屋外等で雨水等の影響を受けるおそれのある場所に設置する場合は、適当な防護措置を講じること。

(2) 配置等

規則第 6 条第 6 項及び規則第 7 条第 1 項の規定によるほか、次によること。

ア 精神疾患又は知的障害者等が入所する施設及び駅舎は、規則第 6 条第 6 項の規定により各階に設置される本数の消火器を各階のナースステーション等又は駅舎事務所等に集中して配置できるものとする。

イ 令別表用途で相互に往き来ができない場合にあっては、それぞれの令別表用途に設置すること。☞ ii

なお、共用部分に設けることができる場合は、この限りでない。

ウ 連続式長屋（店舗、事務所等と個人住居併用の長屋式防火対象物）又は店舗付併用型住宅で専用住居部分は、令第 32 条の規定を適用し、専用住居の存する階又はその部分の消火器については、令別表第 1 の用途部分に設置された消火器が規則第 6 条第 6 項の規定に適合するように配置される場合は、当該消火器で併用できるものとする。

エ 「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成 17 年総務省令第 40 号。以下「省令第 40 号」という。）により設置する場合は、省令第 40 号第 3 条第 2 項第 1 号によること。

オ メゾネット型共同住宅にあっては、一住戸を一階層とみなし、歩行距離 20 m 以下となるように消火器具を設置することができる。

カ 共同住宅で、管理上その他やむを得ない場合は、次によりパイプシャフト等内に設置できるものとする。

(ア) 消火器具を設置していることが分かるように、消火器具の標識を扉の

前面等にすること。

(イ) 当該パイプシャフト等は、消火器具を容易に取り出すことができるスペースを有していること。

(ウ) 当該パイプシャフト等の扉は、常時開放可能な状態に管理すること。

(エ) パイプシャフト等内に設置している旨を入居者全員に周知徹底すること。

キ 体育館等で、当該施設の使用上、消火器を歩行距離 20m以下で設置することが困難な場合は、規則第 6 条第 6 項の規定により各階に設置される本数の消火器を有効に使用することができる設置可能な場所に設置できるものとする。

(3) 標識

規則第 9 条第 4 号によるほか、第 25 標識によること。

4 消火器の設置を指導する場所

令第 10 条第 1 項の規定に該当しない防火対象物のうち、次に掲げる場所については、消火器の設置を指導すること。

(1) 火花を生ずる設備のある場所

火花を生ずる設備のある場所は、グラビア印刷機、ゴムプレッター、起毛機、反毛機、製綿機、その他操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備のある場所をいう。

(2) 変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所

変電設備又は発電設備その他これらに類する電気設備のある場所及び全出力の算定は、次のとおりとする。

ア 変電設備（電圧を変成する設備で、遮断器、変圧器、コンデンサー等の電気機器によって構成されるもの。）で全出力が 20kw 超えるものがある場所をいう。

イ 発電設備は、内燃機関によるものだけでなく、火力発電、水力発電、風力発電、潮力発電等の発電設備のある場所をいう。

ウ その他これらに類する電気設備は、発電機又は変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器（電路に接続するリアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサー、遮断器、計器用変成器等をいう。）及び蓄電池設備のある場所をいう。

なお、次のいずれかに該当するもののある場所を除く。

(ア) 配電盤、分電盤又は制御盤のみのもの

(イ) 電気機器で、乾式、モールド型等の冷却又は絶縁のために油類を使用せず、かつ、密閉式等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの

(ウ) 蓄電池設備で、その容量が 4、800 アンペアアワー・セル未満のもの

(エ) 蓄電池設備で、鉛蓄電池設備又はアルカリ蓄電池のうち、制御式のものの

(オ) 配線、照明、電動機等

エ 変電設備及び発電設備の全出力の算定は、次によること。

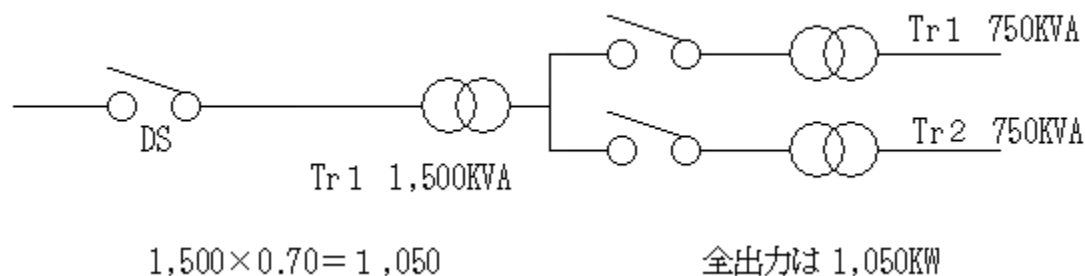
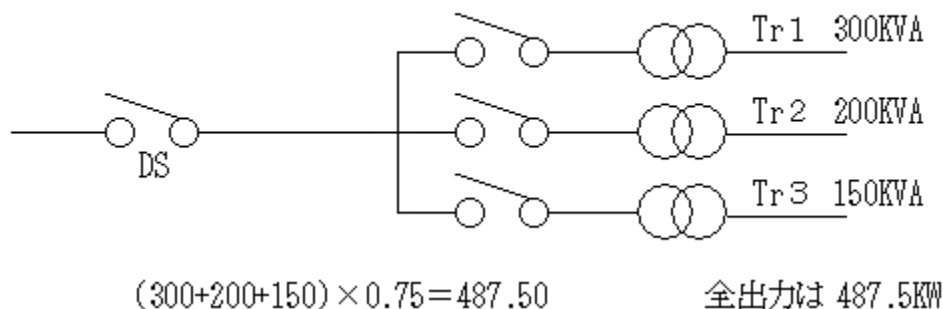
(ア) 変電設備

全出力は、受電用遮断器の二次側に接続される変圧器の定格容量 KVA（一の変圧器の容量が 3 KVA 未満のものは除く。）の和に次表の係数を乗じて算定する。この場合、主変圧器（連絡変圧器）の二次側に接続される変圧器の容量は含まないものとする。

なお、設置場所が異なる場合は、設置場所ごとに全出力を算定する。

変圧器の定格容量の合計	係 数
500 未満	0.80
500 以上 1,000 未満	0.75
1,000 以上	0.70

〔計算例〕



ただし、Tr 1、と Tr 2、Tr 3 の設置場所（区画）が異なる場合は、場所ごとに全出力を計算する。

(イ) 発電設備

全出力は、防火的に区画された一つの室に設置された発電機の定格出力(kw)を合計し算定する。

なお、発電機の出力が KVA で表されている場合には、発電機の力率を乗じること。

(3) 鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所

鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所は次のとおりとする。

- ア 厨房(個人の厨房を除く。)
- イ 営業用食品加工炉及びかまどを設置する場所
- ウ 工業炉及びかまどを設置する場所
- エ 熱風炉を設置する場所
- オ 公衆浴場の火焚場
- カ 火葬場のかま場
- キ 焼却炉を設置する場所
- ク サウナ室

(4) 核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取扱う場所

核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取扱う場所とは、次のとおりとする。

ア 核燃料物質とは原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）第 3 条第 2 号及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令（昭和 32 年政令第 325 号）第 1 条第 1 号から第 8 号までに掲げる物質のある場所をいう。

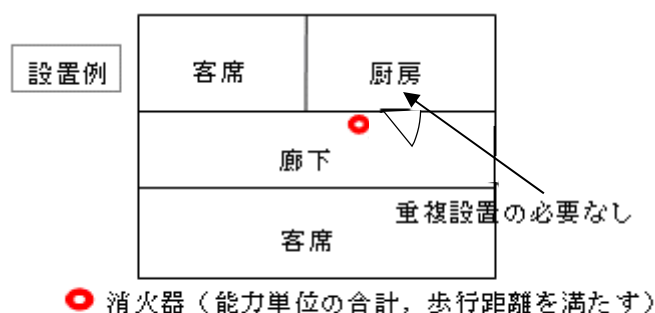
イ 放射性同位元素とは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項及び同法施行令（昭和 35 年政令第 259 号）第 1 条並びに放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成 12 年科学技術庁告示第 5 号）に掲げるものの場所をいう。

- (5) 動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物又は条例別表第 3 の品名欄に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体で同表の数量欄に定める数量未満のものを煮沸する設備又は器具のある場所

動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物又は条例別表第 3 の品名欄に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「指定可燃物等」という。）で同表の数値欄に定める数量未満のものを煮沸する設備又は器具のある場所とは、営業を目的とした揚げ物等を調理する設備等のある場所又は工場等で指定可燃物等を加熱又は煮沸する設備のある場所のことで、煮沸する設備とは、必ずしも指定可燃物等が沸点に達することを目的とした設備を示すものではない。

5 付加設置すべき部分の消火器の取り扱いについて

- (1) 令第 10 条第 1 項の規定により防火対象物に設置される消火器が、規則第 6 条第 3 項及び第 5 項の規定によりボイラー室等に設置される消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位の合計と歩行距離を満たす場合は、当該消火器による警戒で良く、重複設置は必要ないものとして取り扱って差し支えないものとする。（第 1－1 図参照）
- (2) (1)により消火器を設置する場合の消火器の設置場所は出入口付近の廊下、通路等の避難上支障のない位置に設置すること。☞ i



第 1－1 図

- (3) 前 4 により屋上に設置される消火器については、一の消火器が各設備への同一の適応性を有し、かつ、能力単位（電気設備については個数）の合計と歩行距離を満たす場合は、当該消火器による警戒で良く、重複設置は必要ないものとして取り扱って差し支えないものとする。